

(様式第 2-12 号)【市町村から都道府県に提出するもの】

西米良村農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西 米 良 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

西米良村は、九州中央山地国定公園、市房山を主峰とする九州山地の連山に源を発する一ツ瀬川の上流にあり、総面積の 96%を山林原野が占める中山間地域である。わずかに存在する農用地には、普通期水稻や本村の気候にあったゆずなどの作物が作付けされている。

昔からの豊かな自然が残る本村では、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及するとともに、担い手への農地利用集積を進めるため、農業用水路や農道等の保全・補修を軽減することや中山間地域等の生産条件が不利な地域においては、この取組を是正することが必要である。

(2) 目標

1 の現況を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差を支援する。さらに、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西米良村	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

西米良村全域（山村振興法 昭和42年4月認定・過疎法 平成2年4月認定・特定農山村法 平成5年5月認定）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 傾斜度が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地を対象

(オ) 宮崎県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、土地改良施設担当、法面点検担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあつては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地における農用地等保全体制の整備に加え、「ネットワーク化活動計画」を作成することをいう。

3 対象者

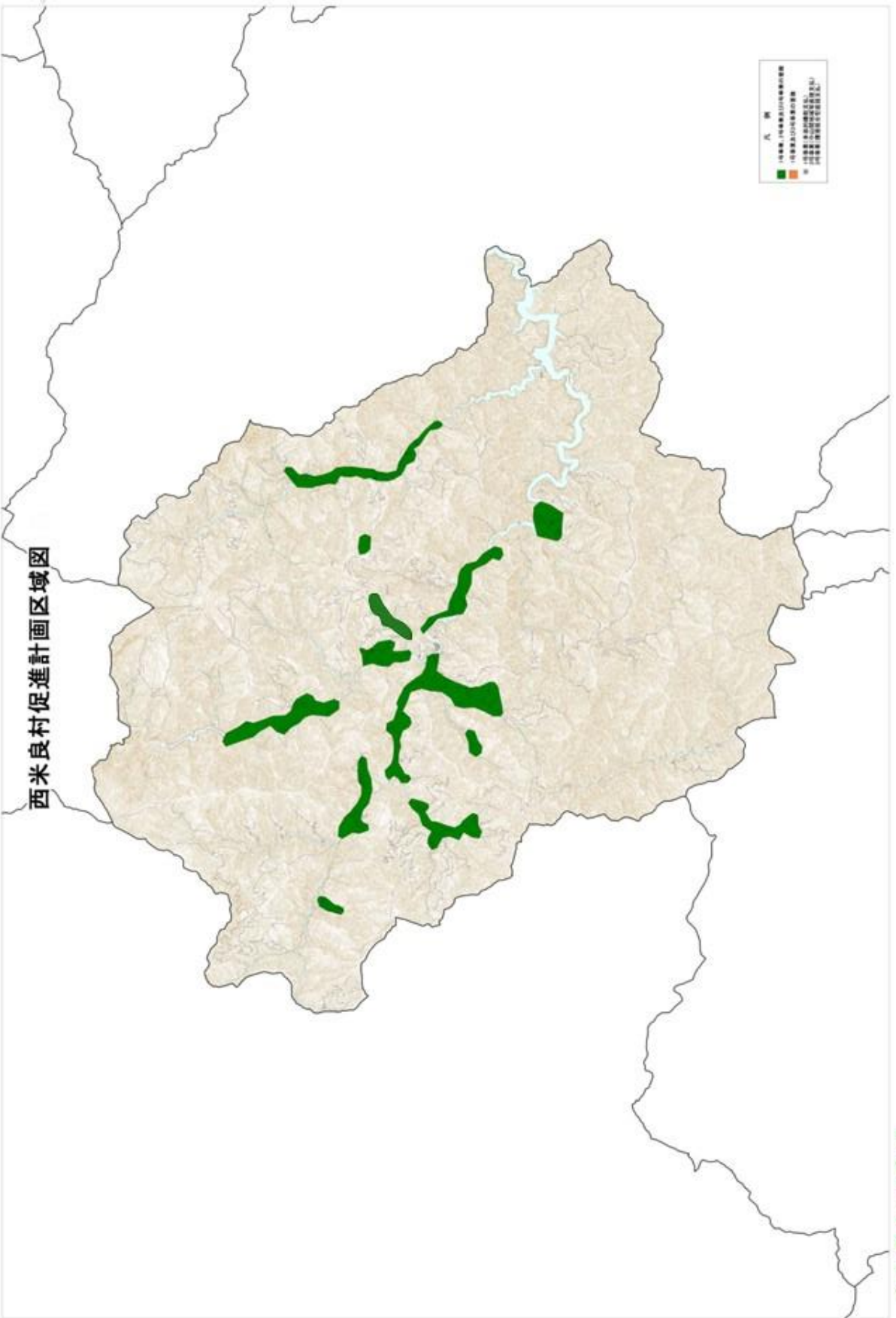
認定農業者に準ずる者とは、例えば、西米良村地域計画に定められた者など地域の実情に合わせて村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。



西米良村促進計画区域図



水土里ネット宮崎

縮尺 1:50,000